⑶　工事場所　北海道札幌市
⑷　工事内容
　真駒内駐屯地
　札幌病院新設に伴う機械設備工事及び屋外工事
　・病院新設
　構造：プレストレストコンクリート造
　　地上６階／地下１階建て
　規模：延べ面積約22,600㎡
　・屋外工事
　屋外給汽設備工事
　地下式燃料タンク41ＫＬ　１基
⑸　工期　平成26年12月20日まで
⑹　使用する主要な資機材
　小型貫流ボイラー2,000kg／ｈ　４缶、地下燃料タンク41ＫＬ　１基、吸収式冷凍機524kW　４台、ユニット型空気調和機26台、パッケージ型空気調和機23台、衛生器具一式、給水ポンプユニット一式、消火ポンプユニット一式、医療ガス配管一式、排水処理装置一式、都市ガス用ガバナ装置等一式
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式の承諾に関しては北海道防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

　次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年７月27日付北海道防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から真駒内㉔札幌病院新設機械工事に係る特定建設工事共同企業体として資格認定通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から管工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　装備施設本部長が算定した管工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は1,100点以上、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は1,000点以上であること。
⑷　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成９年度以降に、元請けとして、下記アの工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成９年度以降に、元請けとして、下記イの工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
　ア　延べ面積10,000㎡以上で、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人ホームのいずれかの新設機械設備工事（空気調和設備又は給排水衛生設備）
　イ　延べ面積5,000㎡以上の建物に係る新設機械設備工事（空気調和設備又は給排水衛生設備）
　なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第３項に該当しない工事の場合については専任を要しない。
　ア　単体又は特定建設工事共同企業体の全ての構成員が配置する技術者は、１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　イ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者が配置する技術者は、平成９年度以降に、⑷アに掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者は、平成９年度以降に、⑷イに掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
　　なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
　ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
　エ　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
　　なお、東日本大震災により避難を余儀なくされた方（平成23年３月11日時点で、岩手、宮城、福島の３県に居住されていた方）を主任技術者又は監理技術者に配置する場合にあっては、契約締結日の前日までにおいて入札参加者と直接的な雇用関係にある者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。
⑽　暴力団関係業者の排除
　ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
　イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
　ア　企業による技術提案
　　・「手術室等の空調・換気及び医療用（ＲＩ等）排水管の施工品質の向上についてどのような提案ができるか。」
　　・「機器・資材搬入における施工上の配慮についてどのような提案ができるか。」
　イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）
　ウ　施工体制
⑵　落札者の決定方法
　ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
　　⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
　　⑴　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。